

準県内建設業者取扱要領

平成20年5月19日
県土整備部管理課

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、県内に主たる営業所(本店)を有する者(以下「県内業者」という。)に準ずる者として取り扱う建設業者(以下「準県内建設業者」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱(平成20年宮崎県告示第369号。以下「資格要綱」という。)に定めるところによる。

(準県内建設業者の認定を行う建設工事の種類)

第3条 準県内建設業者の認定を行う建設工事の種類は、とび・土工・コンクリート工事、電気工事、管工事、ほ装工事及び塗装工事とする。

(準県内建設業者の認定)

第4条 知事は、県外に主たる営業所(本店)を有する建設業者(以下「県外業者」という。)のうち、次の各号に掲げる基準を満たす者を準県内建設業者として認定するものとする。

- 一 資格要綱第7条第1項の規定により、入札参加資格の認定を受けていること。
- 二 県内に建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する営業所を設置していること。
- 三 次のいずれにも該当する者を、20名以上雇用していること。

ア 県内の市町村に住民税を納付している者

イ 雇用期間を特に限定することなく雇用し、採用から1年以上経過している者

- 2 準県内建設業者の認定を受けようとする者は、準県内建設業者認定申請書(別記様式第1号)により申請しなければならない。
- 3 前項の申請に基づく準県内建設業者の認定の有効期間は、資格要綱第8条に規定する入札参加資格の有効期間とする。

(準県内建設業者の認定等の通知)

第5条 知事は、前条第1項の規定により準県内業者の認定をし、又は認定しなかったときは、準県内建設業者認定(非認定)通知書(別記様式第2号)により、本人に速やかに通知するものとする。

- 2 管理課長は、知事が準県内建設業者の認定を行ったときは、発注機関の長に対し、当該認定を受けた者の商号又は名称及び主たる営業所の所在地又は住所を速やかに通知するものとする。

(準県内建設業者の変更の届出)

第6条 準県内建設業者の認定を受けた者は、準県内建設業者認定申請書に記載した内容に変更があったときは、知事に速やかに届け出なければならない。

(準県内建設業者の認定取消し)

第7条 準県内建設業者の認定を受けた者が第4条第1項第1号に掲げる基準を満たさなくなったときは、準県内建設業者の認定を取り消されたものとみなす。

- 2 知事は、準県内建設業者の認定を受けた者が第4条第1項第2号及び第3号に掲げる基準

を満たさなくなったときは、準県内建設業者認定取消通知書（別記様式第3号）により、準県内建設業者の認定を取り消すものとする。

（準県内建設業者の認定取消しの通知）

第8条 管理課長は、知事が準県内建設業者の認定を取り消したときは、発注機関の長に対し、当該認定の取消しを受けた者の商号又は名称及び主たる営業所の所在地又は住所を速やかに通知するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成20年5月19日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際現に改正前の県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の指名基準等に関する要綱に基づきされている手続その他の行為は、この要領の相当規定によりされたものとみなす。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成21年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際現に改正前の要領第6条の規定により、ほ装工事に係る準県内建設業者の認定を受けたものとみなされた者についての取扱いは、平成22年3月31日までは、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。